

仕様書

1 目的

この仕様書は、表題の業務を委託するにあたり、当該業務が適正に履行されるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託業務名

淀町最終処分場植栽管理業務

3 委託業務場所

大津市大石淀三丁目

4 履行期間

契約締結日の翌開庁日から令和8年11月30日まで

5 委託業務内容

(1) 場所、実施時期及び数量

当業務は、別添施工位置図に示す場所の除草作業、剪定作業を下記の時期に実施する。

ア 除草作業

対象面積は3, 113. 7㎡とする。(詳細は別添施工位置図及び除草、剪定等面積内訳書のとおり)。

図中の除草の対象範囲は草刈機(肩掛式)を使用し、美観を適切に確保するものとする。

場所(No.F~M)の実施時期は7月~8月頃を予定している。

イ 剪定作業

対象面積は8, 317. 6㎡とする。(詳細は別添施工位置図及び除草、剪定等面積内訳書のとおり)。

図中に示す対象範囲は寄植機械刈り(ツツジ、シシガシラ 1m程度)を使用し、適切な時期に剪定することで一層、美観の向上を図る。

場所(No.A~E、H、N)の実施時期は9月~10月頃を予定している。

(2) 除草等作業後の刈草類の運搬及び処分

関係法令に基づき、委託業務場所から適切な手段で搬出し、適正に処分すること。なお、処分量に増減があっても、原則として精算の対象としない。

6 工程管理

(1) 受託者は、契約後速やかに業務工程表を本市職員(以下「監督員という。’)に提出し、承諾を得て業務に着手しなければならない。

(2) 除草等作業の実施時期は前項のとおりであるが、詳細は監督員の指示に従うこと。

7 現場管理

(1) 当業務の履行にあたっては、既存の工作物や車両等(以下「工作物等」という。)に飛び石や飛散等による損傷等の支障を及ぼさないよう、必要な防護措置を講じなければならない。万一、工作物等に損害を与え、あるいは一時的に撤去する等の必要を生じた場合には、監督員に報告の上、承諾を得た後、適切な措置を講

じなければならない。

- (2) 受託者は、当業務に基づく作業の実施中、委託業務場所へ関係者以外の立入りを禁止すると共に、当業務に従事する者に対し、火災その他の事故の防止については固より、風紀や衛生を損なうことの無いよう、指導、監督しなければならない。
- (3) 除草清掃作業は、地上5センチメートル程度の高さまで刈り残しが無いよう刈り取り、刈り取った草は速やかに集草し、残さず、適切に処理しなければならない。
- (4) 剪定等植栽管理の作業の実施にあたっては、樹形の骨格づくりを目的とした剪定作業をもって、樹種の特性に応じた最も適切な剪定方法により行うものとし、枝の密生した箇所は中すかしを行い、目標とする樹冠を想定して、輪郭線をつくりながら樹冠周縁の小枝を刈り込むこととする。なお、裾枝の重要なものについては上枝を強く、下枝を弱く刈り込むこと。
- (5) 寄植えを大刈込みする際は、各樹種の生育状態に応じて目標とする刈り高に揃うよう、刈込まなければならない。なお、植込み内に入って作業をする場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないように注意し、作業終了後は枝条が元に戻るよう、必要な処置を講じること。
- (6) 剪定作業後は、刈り取った枝葉が樹冠内等に残らないよう、全て取り去り、刈り取った枝葉については速やかに処分するとともに、刈り込んだ樹木等の清掃を実施すること。
- (7) 作業箇所は大部分が法面や斜面であるため、安全対策には万全を期すこと。

8 大津市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について(「不当介入に関する通報制度」の徹底について)

- (1) 受託者は、暴力団員等(暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。)による不当介入(不当な要求又は業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否すると共に、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うと共に、捜査上必要な協力を行うものとする。
- (2) 受託者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書(別記様式第1号)により所轄警察署に届け出ると共に、監督員に報告するものとする。また、受託者は、以上のことについて下請負人(再委託の協力者を含む)に対して十分に指導を行うものとする。
- (3) 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

9 委託業務の記録

各回の除草清掃作業の実施状況が分かるよう、実施時期毎に着手前、作業中及び完了の各状況、並びに刈草の処分状況が明瞭に確認出来るカラーの写真を提出すること。なお、着手前と完了の各写真は、同一の箇所から撮影することが望ましい。

剪定等植栽管理の記録も同様とする。

10 その他

当業務において疑義が生じた場合は、双方協議により対処するものとする。ただし、軽微な事項については、監督員の指示に従うものとする。

No.	場所	数量	単位	種別	実施時期
A	進入路側(下手側)	1,054.9	m ²	剪定工	9~10月
B	進入路側(上手側)	165.0	m ²	剪定工	
C	雨水調整池北側	190.5	m ²	剪定工	
D	計量棟周辺	133.8	m ²	剪定工	
E	処分場東側空地(54.9m ² +101.4m ² +183.3m ² +150.4m ² の4箇所)	490.0	m ²	剪定工	
H	北側処分場(剪定エリア)	5,262.4	m ²	剪定工	
N	管理棟南側	1,021.0	m ²	剪定工	
H	北側処分場周囲(通路含む) (L=603.3+194.0m × W=1m)	797.3	m ²	除草工	7~8月
F	水路東側通路間(L=84.5m × W=2m)	169.0	m ²	除草工	
G	お墓東側斜面【側溝清掃を含む】(L=36.4m × W=2m)	72.8	m ²	除草工	
I	雨水調整池北側法面	1,097.1	m ²	除草工	
J	テニスコート東側	263.0	m ²	除草工	
K	用水タンク進入路 (L=44.0m × W=2m)	88.0	m ²	除草工	
L	東側斜面	129.9	m ²	除草工	
M	東側広場及び斜面	496.6	m ²	除草工	
	剪定工計	8,317.6	m ²	A~E、H、N	
	除草工計	3,113.7	m ²	F~M	

大 津 市

施工位置図



剪定

